

山口処理場への新幹線トンネル掘削土の搬入工事の中止と原状回復を求める陳情

令和5年12月20日 受理 総務委員会
令和5年12月21日 付託

提出者

札幌市手稲区

星置住民をヒ素粉塵から守る会

代表者 代表 作田 信子

札幌市厚別区

山本町内会

代表者 会長 堤 清隆

札幌市手稲区

有害掘削土に反対する住民の会・連絡会

代表者 代表 堀井 克幸

(要 旨)

山口処分場への危険な対策土の搬入を中止させ、速やかに処分場を原状回復させることを求めます。

(理 由)

【1】手稲山口処理場では、地元住民の猛反対にも拘わらず、新幹線トンネルの有害残土（青酸カリの2倍の致死量とも言われるヒ素を大量に含む重金属）が連日搬入されております。このままでは未来永劫にわたって、処分場の周辺住民の健康被害および環境被害が懸念されます。鉄道運輸機構の作成した住民（議員）向け「説明資料」と新幹線推進室の「説明」では、対策土を無害化し、「安全な土」であるかのように印象づけています。しかし対策土は「無害化」が全くなされておらず、「封じ込め工法」における遮水シートでの「遮断化」は、脱法行為の疑いが濃厚です。機構側は市議会の答弁で「遮水シートの耐用性は半永久的だ」と明言していますが、遮水シート協会は「耐久性は15年+ α 」であることを示しています。遮水シートの耐用性についての機構側の説明は、事実明らかに反しており虚偽となります。住民の健康な命や人生の与奪に関わることに、「根拠のない安全性」を認めることはできません。

【2】搬入工事を了承する協定が市議会で容認されましたが、それは、搬入される対策土のヒ素とヒ素粉塵の危険性と、遮水シートの耐用性に関する安全性について、機構が虚偽の説明と答弁を繰り返した結果です。これはヒ素と遮水シートの危険性を承知の上で、意図的に隠した「未必の故意」の可能性が大なのです。これにより近未来に重大な禍根を残す大事故が高い蓋然性で発生します。また、札幌市と機構が協定で定めた期限が過ぎた後、人的被害や環境被害による巨額の補償費用が生じる場合に、責任はすべて札幌市の財政負担に転嫁されます。

(裏面に続く)

【3】昨年度の陳情149号の意見陳述の際、【市議会会議録での推進室長の答弁の中に「ヒ素粉塵の基準値」の認識に重大な過誤がある】と指摘しました。室長の説明での「ヒ素粉塵の基準値は105 μ gです」とは、《人間の腸内細菌の致死量の10万倍の数値》です。それを「健康へのリスクは十分に小さい」としておりました。この「ヒ素粉塵の法的基準値」と「腸内細菌を壊滅的にさせる致死量」を無視しながらも「ヒ素粉塵は健康に影響がない」とされ、対策土の搬入前にも後にも「ヒ素粉塵」の測定は行われておらず、住民側は安心も納得も出来ません。

【4】陳情149号の意見陳述の際に、陳情者は「対策土は危険な土であり、とくにヒ素粉塵には健康被害への重大な危険性がある」と述べました。しかし、この陳情意見は「休憩宣言」の中での出来事とされて、録音されず公にならなかったばかりか、推進室長の答弁の矛盾への直接的な質疑・反論が全くできず、「危険性の追求」が出来ませんでした。多数の人命に関わる重大な事案の陳情で、当局の言い分だけが聴聞されて公文書となり、陳情者の資料説明や発言内容が記録に残されないことは、民主主義の主体が完全に逆転していることとなります。この議会運営の制度上の欠陥が、危険性への対処を遅らせた可能性すらあるのです。